

鳥取県社会福祉審議会児童福祉専門分科会 第1回児童支援部会 議事要旨

〔日 時〕 令和6年2月22日（木）午後3時から午後5時まで

〔場 所〕 鳥取県庁特別会議室 （鳥取市東町1丁目220）

〔出席者〕

社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童支援部会

加藤由利委員、菅田理一委員、田中俊幸委員、田村和宏委員、徳岡洋子委員、

前垣義弘委員、森田明美委員、渡邊大智委員

事務局

子ども家庭部長 中西朱実、子ども発達支援課長 松本剛志、皆成学園長 林裕人

〔議 題〕

- (1) 部会長の選任について
- (2) 会議及び会議結果の公開、非公開について
- (3) 平成30年12月に発生した鳥取県立皆成学園入所児童の死亡事案の検証について
 - ア 検証の目的、検証の方法、検証スケジュール等について
 - イ 本事案の概要等について
 - ウ 本事案における課題の抽出（案）について
- (4) その他

〔部会の概要〕

1 開会

【子ども家庭部長挨拶】

亡くなられた児童の御冥福を心よりお祈り申し上げます。児童が生活する入所施設でなぜ事案が起こってしまったのか、それを検証するのがなぜ今なのか、事案が起こった後の対応、危機管理の体制、どこに課題があって何が問題だったか、どう改善しないといけないのか、ということ議論していただくことになる。行政としても、この事案を非常に重く受け止めており、しっかりと検証していただき、このようなことを繰り返さないよう、その結果をきちんと反映したいと考えている。

2 議事

- (1) 互選により、田村和宏委員が部会長に選出され、田村部会長の指名により加藤由利委員と菅田理一委員が議事録署名委員に選出された。

【田村部会長挨拶】

立命館大学の田村です。主な分野は障がい福祉を担当している。保育所は安全管理に関する細かいガイドラインやマニュアルが出ているが、障がい児支援は出ていないので、かなり穴がある。そういう中で起こっている事案の検証でもあるので、国の障がい児支援の制度に対する要望も含めて、きちんと検証していく必要があると思っている。事故で亡くなられた子どもの命にきちんと向き合って、再発防止の議論ができればよいと思う。

- (2) 会議は、議題（2）までを公開し、議題（3）に個人情報が含まれるため、それ以降は非公開とすることを決定した。また、会議結果の概要を公表することとし、個人情報の取扱いに慎重を期すため、後日、事務局がまとめたものを部会長が確認した上で、ホームページで公開することを決定した。

- (3) 議題(3)について、事務局から資料に基づき説明後、質疑応答及び意見交換を行った。
⇒部会長から、各委員の意見を反映した上で、次回から論点を整理して検証していく旨の方針が示された。

【委員からの意見の概要】

ア 検証の目的、検証の方法、検証スケジュール等について

(意見なし)

イ 本事案の概要等について

- ・てんかん発作があるのに、どうして見守りがなかったのか、すごく不思議に思う。
- ・入浴サービス提供マニュアルでは、てんかん発作のある児童については浴槽に浸かっている時には目を離さないことになっているが、それまでも正常に入浴できていて、そんなに問題にはならないという観点からずっと見ておかなくてもよいという、それが習慣になってしまっていたのではないか。
- ・入浴支援方法の切り替えには、発達支援の視点で少しずつ育てるといった面もあったと思われる。
- ・入浴中の事故を防ぐために、児童の入浴状況が把握できるような機器の設置を考えたことはあるのか。現状はてんかんのある入所児童に常に誰かが見守りをする必要があるということになるが、技術が進歩しており、もう少し何か対策がないかと感じた。
- ・1号棟は自立度の高い人たちの生活の場であったので、社会に出た時に自立ができるような設備を備えていくという意味では、ユニットバスなどを環境の中で検討されていたのかどうか、その当時大きなお風呂をリスクとして認識していたのかどうか。自立度の高い人たちの生活棟の中でのお風呂の評価について、皆成学園での総括があるとよいのではないか。

ウ 本事案における課題の抽出(案)について

- ・事案発生から時間が経っており、どこを問題として考えていて、どこまで改善できたのかというようなことを含めて、再発防止策と現状の課題ということを議論できればよい。
- ・過失の有無や損害賠償の可否をどのように検討したのかについても、今後の議論では必要な視点だと思う。
- ・この事案に限らず、今後の課題として保護者とより良い関係を築くための対応という観点があった方がよい。
- ・施設の現状、子どもたちの置かれている状況に応じた必要な体制が十分に取れていなかったのではないかとすることも含めて、総合的な体制についても検証が必要ではないか。

- (4) 次回は、3月25日(月)午後1時から開催することを決定した。